

変わります！

予防接種

◎日本脳炎

平成17年5月30日以降、ワクチン接種の積極的な勧奨が行われていません。

今年度は新ワクチンの供給に合わせ、例年とは異なる時期(未定)に実施する予定です。

◆接種方法

指定医療機関での個別接種となります。

◆対象

◎満3歳～7歳6カ月未満のお子さんで幼児期の規定回数(3回)の接種を終えていない人

◎小学4年生および5年生で昨年度接種していない人

※従来中学3年生で実施していた3期の接種は予防接種法の改正により廃止となりました

※案内通知

対象者には個別に通知します。

※7歳6カ月未満の小学1年生には案内通知は行いません。また、7歳6カ月を超えると接種できませんので、希望する人は早めに健康課までご相談ください

◎麻しん・風しん

予防接種法の改正により接種方法、対象年齢が変わりました。

◆接種方法

麻しん・風しん混合ワクチンを2回(第1期、第2期に1回ずつ)

◆対象

第1期 生後12カ月～24カ月未満のお子さん

第2期 小学校就学前年度の1年間(いわゆる保育園・幼稚園の年長児)

※接種対象となる人は母子健康手帳を持参の上、健康課で申請手続きをしてください

※麻しん・風しん混合ワクチンの対象は、今までに麻しん・風しんのワクチンをどちらも接種していないお子さんです。今までに両方またはどちらか一方を接種しているお子さんは対象となりません

詳細については、健康課にお問い合わせください



「新たな残留農薬基準制度と農薬飛散防止対策」

農務課 内線335

5月29日から新たな残留農薬基準制度(ポジティブリスト制度)が始まります。この制度では、すべての農薬と作物の組み合わせに残留農薬基準が設定され、飛散が原因であっても、基準を超えて農薬が残留する作物は出荷停止や回収などの対応が求められます。

今後、農薬散布を行う際は、目的とする作物のみならず周辺作物についても、農薬が飛散し基準を超えて残留することがないように、次の事項に注意しましょう。

- (1) 風の弱い時に風向きに注意して散布
- (2) 散布の方向やノズルの位置に注意して散布
- (3) 適切なノズルを用いて適切な圧力で散布
- (4) 適正な量で散布

また、常日ごろから周辺作物栽培者との連絡を密にし、事前に農薬散布することを伝えておくことも重要です。詳しくは、岐阜県ホームページ(http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11419/nouyaku_gifu/00/posi.pdf)をご覧ください。

※問い合わせについては、岐阜県病害虫防除所 中濃支所(可茂総合庁舎 25・3111)へ